

中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

国際金融等勘定

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号）附則第 3 項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条に定める国際金融等業務にかかる財務諸表であります。

2. 監査証明について

当行は、第 6 期中間会計期間（平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで）及び第 7 期中間会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）の国際金融等勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年1月20日

国際協力銀行
総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 細野 康 弘
業務執行社員

代表社員 公認会計士 藤井 泰 博
業務執行社員

代表社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、国際金融等勘定中間貸借対照表、国際金融等勘定中間損益計算書及び国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記の原本は当行が別途保管しております。

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

国際金融等勘定中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第6期中間会計期間末 貸借対照表 (平成16年9月30日)		第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第6期末 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現 金 預 け 金	419,061	4.05	448,285	4.57	106,105	1.08
有 価 証 券	—	—	212	0.00	103	0.00
貸 出 金 1,2,3,4,5,6,7,9	8,750,452	84.58	8,172,388	83.34	8,446,621	85.95
そ の 他 資 産 14	457,647	4.42	333,221	3.40	523,350	5.32
動 産 不 動 産 12	19,497	0.19	18,966	0.19	19,184	0.20
債 券 繰 延 資 産	3,896	0.04	3,733	0.04	3,711	0.04
支 払 承 諾 見 返	845,107	8.17	975,429	9.95	899,389	9.15
貸 倒 引 当 金	150,044	1.45	146,172	1.49	171,153	1.74
資 産 の 部 合 計	10,345,618	100.00	9,806,065	100.00	9,827,312	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第6期中間会計期間末 貸借対照表 (平成16年9月30日)		第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第6期末 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
債 券 10	1,870,891	18.08	1,777,685	18.13	1,751,254	17.82
借 用 金	5,761,271	55.69	5,215,435	53.18	5,359,276	54.54
そ の 他 負 債 11	252,006	2.44	208,255	2.12	206,716	2.10
賞 与 引 当 金	605	0.01	628	0.01	595	0.01
退 職 給 付 引 当 金	10,709	0.10	10,647	0.11	10,711	0.11
支 払 承 諾	845,107	8.17	975,429	9.95	899,389	9.15
負 債 の 部 合 計	8,740,590	84.49	8,188,081	83.50	8,227,942	83.73
資 本 金	985,500	9.52	985,500	10.05	985,500	10.03
国際金融等勘定資本金	985,500		985,500		985,500	
利 益 剰 余 金 13	619,527	5.99	632,483	6.45	613,869	6.24
国際金融等勘定準備金	676,258		709,148		676,258	
中間(当期)未処理損失	56,730		76,664		62,388	
資 本 の 部 合 計	1,605,027	15.51	1,617,983	16.50	1,599,369	16.27
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	10,345,618	100.00	9,806,065	100.00	9,827,312	100.00

国際金融等勘定中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第6期中間会計期間 損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		第7期中間会計期間 損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		第6期 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	134,110	100.00	166,156	100.00	254,430	100.00
資金運用収益	128,653		159,758		235,525	
(うち貸出金利息)	(109,056)		(158,030)		(209,527)	
役務取引等収益	2,951		4,249		5,648	
その他業務収益	2,433		2,051		13,130	
その他経常収益	72		96		125	
経 常 費 用	112,137	83.61	116,921	70.37	238,413	93.70
資金調達費用	86,437		101,176		180,620	
役務取引等費用	1,010		762		3,524	
その他業務費用	593		645		1,856	
営業経費 ¹	7,223		6,947		14,350	
その他経常費用 ²	16,873		7,390		38,060	
経 常 利 益	21,973	16.39	49,234	29.63	16,017	6.29
特 別 利 益	29	0.02	2,276	1.37	333	0.13
特 別 損 失	2	0.00	7	0.00	7	0.00
中 間 (当 期) 純 利 益	22,001	16.41	51,503	31.00	16,343	6.42
前 期 繰 越 損 失	78,731		128,168		78,731	
中 間 (当 期) 未 処 理 損 失	56,730		76,664		62,388	

国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	第6期中間会計期間	第7期中間会計期間	第6期
		(自 平成16年4月 1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日)
. 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間(当期)純利益		22,001	51,503	16,343
減価償却費		467	433	942
貸倒引当金の増減()額		16,175	24,980	37,285
賞与引当金の増減()額		36	33	26
退職給付引当金の増減()額		96	64	94
資金運用収益		128,653	159,758	235,525
資金調達費用		86,437	101,176	180,620
有価証券関連損益()		-	22	7
為替差損益()		181,047	192,559	60,049
動産不動産処分損益()		1	6	2
貸出金の純増()減		203,477	484,631	376,086
債券の純増減()		287,255	5,995	179,225
借入金の純増減()		265,747	143,841	667,742
預け金(現金同等物を除く)の純増()減		245,498	256,548	15,610
資金運用による収入		128,478	156,757	248,002
資金調達による支出		79,002	96,019	186,767
その他		168,503	176,410	71,350
営業活動によるキャッシュ・フロー		12,786	103,199	55,895
. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		18	124	111
有価証券の売却による収入		-	1	-
動産不動産の取得による支出		18	136	114
動産不動産の売却による収入		8	3	26
投資活動によるキャッシュ・フロー		27	256	199
. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
国庫納付の支払額		23,748	19,964	36,547
財務活動によるキャッシュ・フロー		23,748	19,964	36,547
. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0	0
. 現金及び現金同等物の増減額		10,990	82,979	92,642
. 現金及び現金同等物の期首残高		119,325	26,683	119,325
. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高		108,335	109,662	26,683

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	<p>当行の勘定は、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の 2 つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。</p>	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。</p>	同 左	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 同 左</p> <p>(2) ソフトウェア 同 左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年</p> <p>(2) ソフトウェア 同 左</p>
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻</p>	<p>(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻</p>	<p>(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻</p>

	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第6期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,661百万円であります。</p>	<p>先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,297百万円であります。</p>	<p>先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,824百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>

	第6期中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第6期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段---金利スワップ ヘッジ対象---貸出金、債券</p> <p>③ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッ</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第6期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>ジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>ジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>
10. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	同 左	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)</p>
<p>_____</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成 14 年 8 月 9 日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6 号平成 15 年 10 月 31 日)を当中間会計期間から適用しております。これによる中間純利益への影響はありません。</p>	<p>_____</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 504 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p>	<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 71,339 百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p>	<p>※ 1. 貸出金のうち、破綻先債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p>
<p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 267,084 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p>	<p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 177,697 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※ 2. 貸出金のうち、延滞債権額は 265,797 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 6,340 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 2,714 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※ 3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 2,714 百万円であります。</p> <p>なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 355,316 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当し</p>	<p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 248,107 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 325,428 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>ないものであります。</p> <p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 629,246 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 16 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、456,442 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、92,458 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 86,695 百万円）、となっております。</p> <p>※ 7. _____</p>	<p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 499,859 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、455,152 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、90,624 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 80,051 百万円）、となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を</p>	<p>※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 593,940 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※ 6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 16 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、487,301 百万円となっております。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4. に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、77,863 百万円（うち繰延べ対象元本残高は 74,580 百万円）となっております。</p> <p>※ 7. 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予（モラトリアム）を認めることにつき、我が国を</p>

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)
<p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>※9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,178,838 百万円であります。</p> <p>※10. _____</p>	<p>む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,381 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>※9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,066,480 百万円であります。</p> <p>※10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務</p>	<p>む主要債権国は、債権国会議（パリクラブ）で合意しています。具体的には、被災国の期日どおりの債務支払を平成 17 年 12 月 31 日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき 1 年間の据置期間を含む 5 年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、要請のあった被災国において当該条件を受け入れるかどうか検討しているところです。</p> <p>平成 16 年度末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの 2 カ国ですが、上記のとおりパリクラブが提示した条件を受け入れるかどうか検討しているところであるため、支払猶予対象額は確定しておりません。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、当該要請のあった被災国向けの平成 16 年度末時点での債権残高は、555,470 百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記 1. から 5. に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>※9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 1,212,442 百万円であります。</p> <p>※10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務</p>

第 6 期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期末 (平成 17 年 3 月 31 日)																
	<p>履行引受契約) に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" data-bbox="612 479 1034 784"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	<p>履行引受契約) に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p> <table border="1" data-bbox="1059 479 1481 784"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>譲渡金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 5 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>第 7 回国際協力銀行債券</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>第 9 回国際協力銀行債券</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	譲渡金額(百万円)	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000
銘 柄	譲渡金額(百万円)																	
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																	
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																	
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																	
銘 柄	譲渡金額(百万円)																	
第 5 回国際協力銀行債券	50,000																	
第 7 回国際協力銀行債券	60,000																	
第 9 回国際協力銀行債券	50,000																	
<p>※ 1 1. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 8,516 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 156,869 百万円であります。</p> <p>※ 1 2. 動産不動産の減価償却累計額 13,756 百万円</p> <p>※ 1 3. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を積み立てております。</p> <p>※ 1 4. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,257 百万円を資産計上しております。</p>	<p>※ 1 1. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 10,377 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 105,602 百万円であります。</p> <p>※ 1 2. 動産不動産の減価償却累計額 14,264 百万円</p> <p>※ 1 3. 同 左</p> <p>※ 1 4. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,130 百万円を資産計上しております。</p>	<p>※ 1 1. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 2,458 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 135,610 百万円であります。</p> <p>※ 1 2. 動産不動産の減価償却累計額 14,081 百万円</p> <p>※ 1 3. 同 左</p> <p>※ 1 4. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 18,056 百万円を資産計上しております。</p>																

(中間損益計算書関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 392 百万円 その他 75 百万円 ※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 16,871 百万円を含んでおります。	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 343 百万円 その他 90 百万円 ※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 7,368 百万円を含んでおります。	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 778 百万円 その他 163 百万円 ※ 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 38,039 百万円を含んでおります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸 借対照表に掲記されている科目の金額 との関係
平成 16 年 9 月 30 日現在	平成 17 年 9 月 30 日現在	平成 17 年 3 月 31 日現在
現金預け金勘定 419,061 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>△310,725 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>108,335 百万円</u>	現金預け金勘定 448,285 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>△338,623 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>109,662 百万円</u>	現金預け金勘定 106,105 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 <u>△79,421 百万円</u> 現金及び現金同等物 <u>26,683 百万円</u>

(リース取引関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)																																																																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">196 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">313 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">510 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">41 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">62 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">104 百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">154 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">251 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">406 百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1 年内</td><td style="text-align: right;">101 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td style="text-align: right;">308 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">410 百万円</td></tr> </table> ・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">54 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">52 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">4 百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1 年内</td><td style="text-align: right;">0 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td style="text-align: right;">-1 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">0 百万円</td></tr> </table> 	動産	196 百万円	その他	313 百万円	合計	510 百万円	動産	41 百万円	その他	62 百万円	合計	104 百万円	動産	154 百万円	その他	251 百万円	合計	406 百万円	1 年内	101 百万円	1 年超	308 百万円	合計	410 百万円	支払リース料	54 百万円	減価償却費相当額	52 百万円	支払利息相当額	4 百万円	1 年内	0 百万円	1 年超	-1 百万円	合計	0 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">390 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">313 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">704 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">146 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">125 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">272 百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">243 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">188 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">432 百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1 年内</td><td style="text-align: right;">166 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td style="text-align: right;">272 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">439 百万円</td></tr> </table> ・当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">87 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">84 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">5 百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1 年内</td><td style="text-align: right;">10 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td style="text-align: right;">1 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">12 百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	390 百万円	その他	313 百万円	合計	704 百万円	動産	146 百万円	その他	125 百万円	合計	272 百万円	動産	243 百万円	その他	188 百万円	合計	432 百万円	1 年内	166 百万円	1 年超	272 百万円	合計	439 百万円	支払リース料	87 百万円	減価償却費相当額	84 百万円	支払利息相当額	5 百万円	1 年内	10 百万円	1 年超	1 百万円	合計	12 百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">390 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">313 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">704 百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">94 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">94 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">188 百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>動産</td><td style="text-align: right;">296 百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">219 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">516 百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1 年内</td><td style="text-align: right;">166 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td style="text-align: right;">356 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">522 百万円</td></tr> </table> ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">142 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">136 百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">10 百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td>1 年内</td><td style="text-align: right;">1 百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td style="text-align: right;">2 百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">4 百万円</td></tr> </table> 	動産	390 百万円	その他	313 百万円	合計	704 百万円	動産	94 百万円	その他	94 百万円	合計	188 百万円	動産	296 百万円	その他	219 百万円	合計	516 百万円	1 年内	166 百万円	1 年超	356 百万円	合計	522 百万円	支払リース料	142 百万円	減価償却費相当額	136 百万円	支払利息相当額	10 百万円	1 年内	1 百万円	1 年超	2 百万円	合計	4 百万円
動産	196 百万円																																																																																																													
その他	313 百万円																																																																																																													
合計	510 百万円																																																																																																													
動産	41 百万円																																																																																																													
その他	62 百万円																																																																																																													
合計	104 百万円																																																																																																													
動産	154 百万円																																																																																																													
その他	251 百万円																																																																																																													
合計	406 百万円																																																																																																													
1 年内	101 百万円																																																																																																													
1 年超	308 百万円																																																																																																													
合計	410 百万円																																																																																																													
支払リース料	54 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	52 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	4 百万円																																																																																																													
1 年内	0 百万円																																																																																																													
1 年超	-1 百万円																																																																																																													
合計	0 百万円																																																																																																													
動産	390 百万円																																																																																																													
その他	313 百万円																																																																																																													
合計	704 百万円																																																																																																													
動産	146 百万円																																																																																																													
その他	125 百万円																																																																																																													
合計	272 百万円																																																																																																													
動産	243 百万円																																																																																																													
その他	188 百万円																																																																																																													
合計	432 百万円																																																																																																													
1 年内	166 百万円																																																																																																													
1 年超	272 百万円																																																																																																													
合計	439 百万円																																																																																																													
支払リース料	87 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	84 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	5 百万円																																																																																																													
1 年内	10 百万円																																																																																																													
1 年超	1 百万円																																																																																																													
合計	12 百万円																																																																																																													
動産	390 百万円																																																																																																													
その他	313 百万円																																																																																																													
合計	704 百万円																																																																																																													
動産	94 百万円																																																																																																													
その他	94 百万円																																																																																																													
合計	188 百万円																																																																																																													
動産	296 百万円																																																																																																													
その他	219 百万円																																																																																																													
合計	516 百万円																																																																																																													
1 年内	166 百万円																																																																																																													
1 年超	356 百万円																																																																																																													
合計	522 百万円																																																																																																													
支払リース料	142 百万円																																																																																																													
減価償却費相当額	136 百万円																																																																																																													
支払利息相当額	10 百万円																																																																																																													
1 年内	1 百万円																																																																																																													
1 年超	2 百万円																																																																																																													
合計	4 百万円																																																																																																													

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成16年9月30日現在）
該当ありません。

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	212
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	147
その他の非上場外国証券	52

前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年3月31日現在）
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成17年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	103
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	30
その他の非上場外国証券	60

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末 (平成17年3月31日現在)
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成16年9月30日現在)

(金額単位: 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成16年9月30日現在)

(金額単位: 百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成16年9月30日現在)

該当ありません。

当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末

(1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。